

～交通事故等で介護が必要になった場合の届出等について～

交通事故等の第三者行為が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護給付が必要となった被害者（被保険者）が介護サービスを利用した場合、その費用は加害者である第三者が負担すべきと考えられています。

これは、介護保険法第21条第1項の規定に基づき、第三者行為が原因による介護保険給付額を限度として、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償の請求権を、保険者である市が取得するということであり、市は、介護保険給付費について負担した部分を、加害者側に損害賠償を請求することになります。

(参考)

<介護保険給付と利用者負担についての加害者側への請求範囲>

市の負担部分基本は(8割～9割)	利用者の負担部分基本は(2割～1割)
------------------	--------------------

利用者の負担部分は被害者より加害者側に請求します。
残りの8割～9割部分を市より加害者側へ請求します。
この関係で第三者行為による被害届等が必要となります。

交通事故にあわれた被保険者の方は、市へ届出をしていただく必要があります。(以下の図の中央部分)

